

# 自 転 車 の 登 録 に つ い て

## ●自転車の登録申請について

- ① 登録申請者は本人に限り、代理は認めません。
- ② 所定申請書及び必要書類を作成し、提出後の審査を行い、許可者にはシールを配付します。防犯登録番号を記入してください。
- ③ 登録料は年間500円(有効期限：毎年度3月31日まで)です。  
登録料は駐輪場の環境整備費並びに許可シール代とします。  
「自転車登録料500円」証紙をアカデミアセンター2階学生課前の証紙券売機で購入し、登録申請書に貼付してください。
- ④ 許可条件は以下の通りです。

1. 農大から半径1キロを超える距離に居住していること。  
※最寄駅(経堂駅、千歳船橋駅、用賀駅、桜新町駅等)からの申請はできません。
2. 自転車事故に対応できる保険に加入していること。
3. 自転車防犯登録をしていること。
4. 許可期間は1年間とし、毎年度更新すること。

## ⑤ 申請書類

- 自転車登録申請書(入学後、学生ポータルから各自印刷)
- 学生証のコピー
- 自転車事故にも対応可能な保険の加入証明書のコピー

## ●駐輪場使用について

- ① 常に安全運転にこころがけ、近隣の住民に迷惑をかけないようにしてください。
- ② 駐輪場内での事故、破損、盗難等について大学は一切責任を負いません。
- ③ 駐輪場の使用時間については、午前6時から午後11時までとします。乗ってきた自転車はその日の内に乗って帰り、放置することがないようにしてください。なお、放置されているとみなした自転車は撤去・処分の対象となります。
- ④ 大学指定の駐輪場以外には駐輪しないでください。大学指定駐輪場以外の自転車は、放置とみなし撤去・処分します。キャンパス内は駐輪場以外、自転車の乗入れは禁止です。

## 《注意》

自転車の未登録、駐輪場以外への不法駐輪は、東京都の条例、法的にも禁止されています。ルールを守り、農大生として自覚を持って学生生活を送るよう心掛けてください。

# 世田谷キャンパス 1 k m圏内地域(別途地図参照) 登録申請不可地域

経堂一丁目

経堂三丁目(一部)

経堂四丁目(一部)

経堂五丁目

桜丘一丁目

桜丘二丁目

桜丘三丁目

桜丘四丁目(一部)

桜丘五丁目(一部)

上用賀一丁目(一部)

上用賀二丁目

上用賀三丁目(一部)

上用賀四丁目

上用賀六丁目(一部)

宮坂一丁目(一部)

桜一丁目(一部)

桜二丁目

桜三丁目

世田谷二丁目(一部)

弦巻四丁目(一部)

弦巻五丁目



# 東京農業大学 1 km圏内

